

金融持株会社による グループガバナンスの方向性および 法規制上の論点の考察

2017年3月

金融法務研究会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成26年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会で取りあげたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成26年度は「金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「アメリカにおける企業法制と金融監督規制の関係」（加藤貴仁担当）、第2章で「英国における金融機関グループのガバナンスを巡る議論」（森下哲朗担当）、第3章で「ドイツにおける銀行グループのガバナンス—監督法と会社法の交錯」（神作裕之担当）、第4章で「金融機関のガバナンス—ソフトローや海外の動向からの示唆」（神田秀樹担当）、第5章で「金融グループのガバナンスの在り方—銀行法と会社法の交錯—」（岩原紳作担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、アメリカの金融機関のコーポレート・ガバナンスに関する金融監督規制の近時の動きを踏まえながら、わが国への示唆を述べる。第2章においては、英国の金融機関のコーポレート・ガバナンス一般に関する動きを取りあげながら、特にグループガバナンスの観点で重要な取組みを整理・検討する。第3章においては、銀行グループにおけるリスク管理を中心とする内部統制に焦点を当て、グループ内の情報利用の観点から、ドイツの銀行監督法における取扱い、会社法の規律との間の調整に係る問題について述べる。第4章においては、金融機関のガバナンスを考えるうえで参考となるソフトローや海外の動向について、近年の例を取りあげながら、金融機関のガバナンスへの示唆を述べる。第5章においては、金融持株会社やその子会社の経営形態および金融持株会社による子会社の監督体制の在り方に係る見直しの意義を考察したうえで、金融グループのガバナンスの在り方を検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成28年度には「仮想通貨を中心とした先進的な金融手法に係る法的枠組みと規制の在り方」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

平成29年3月
金融法務研究会座長
岩原紳作

目 次

第1章 アメリカにおける企業法制と金融監督規制の関係 (加藤貴仁)	1
1 本稿の目的	1
2 金融監督官庁から見た会社法 —Daniel K. Tarullo, <i>Corporate Governance and Prudential Regulation</i> (2014)	2
(1) 金融機関の活動と金融監督規制がコーポレート・ガバナンス に与える影響	2
(2) 金融監督規制とコーポレート・ガバナンスの関係	4
3 金融機関のコーポレート・ガバナンスへの金融監督行政の対応	7
(1) FRB と OCC による規制	7
(2) Enhanced Prudential Standards for Banking Holding Companies and Foreign Banking Organizations; Final Rules (<i>EPS</i>)	7
(3) OCC Guidelines Establishing Heightened Standards for Certain Large Insured National Banks, Insured Federal Saving Associations, and Insured Federal Branches; Integration of Regulation (<i>OCC New Guidelines</i>)	9
4 我が国への示唆	16
(1) リスク管理システムの重要性	16
(2) リスク管理システムと株主利益	17
(3) 金融監督規制における金融機関の取締役会の位置づけ	18
(4) 銀行持株会社の傘下にある銀行のリスク管理システムの意義	18
第2章 英国における金融機関グループのガバナンスを巡る議論 (森下哲朗) ...	22
1 はじめに	22
2 Walker Review	22
(1) 基本的な視点	22
(2) 具体的な勧告	23
(3) Walker Review の意義	26
3 The UK Corporate Governance Code	27
(1) The UK Corporate Governance Code の概要	27

(2) Code における主要な原則	27
4 Parliamentary Commission on Banking Standardsのレポート	29
(1) Parliamentary Committee on Banking Standards	29
(2) 銀行のガバナンスに関するレポートの指摘	30
(3) Financial Services (Banking Reform) Act 2013 における勧告の立法化	32
5 PRAによるCorporate Governanceに関する取組み	33
(1) Approach to banking supervision	33
(2) Corporate Governance: Board responsibilities	35
6 Ring-fenceとガバナンス	37
7 おわりに	38
第3章 ドイツにおける銀行グループのガバナンス—監督法と会社法の交錯（神作裕之）	39
1 はじめに	39
2 日本法の状況	42
(1) グループ・レベルの規制の必要性	42
(2) 銀行法における銀行グループのガバナンスに関する規制等	43
3 ドイツにおける金融グループに係る監督法上の規制枠組み	46
(1) BIS 規制	46
(2) 金融グループに対する監督	49
(3) 内部監査体制—信用制度法および金融コングロマリット監督法の規制	50
4 ソフトローによる規制—MaRisk	59
(1) 緒論	59
(2) MaRisk の構造	60
(3) 業務執行者のリスク管理体制構築義務—「リスク文化」	62
(4) コンツェルン監査	63
5 会社法との交錯	68
第4章 金融機関のガバナンス—ソフトローや海外の動向からの示唆（神田秀樹）	71
1 はじめに	71

2	国内のソフトロー	71
(1)	コーポレートガバナンス一般	71
(2)	コーポレートファイナンス	73
3	海外の動向	75
(1)	コーポレートガバナンス一般に関するソフトロー	75
(2)	金融機関のガバナンス	75
4	若干の検討	76
(1)	BCBS のルール	76
(2)	ソフトローの意義など	77
(3)	原則（プリンシプル）主義	80
(4)	金融機関のガバナンスへの示唆	82
第5章	金融グループのガバナンスの在り方—銀行法と会社法の交錯	—
	（岩原紳作）	86
1	はじめに	86
2	会社法	87
(1)	最近の会社法や上場規則等の改正の背景にある問題意識と考え方	87
(2)	最近の会社法改正等の動き—社外取締役の設置、モニタリング・モデルの採用	88
(3)	株主による監督の強化	91
3	監督法	91
(1)	銀行法、保険業法、金融商品取引法における持株会社の規制	91
(2)	子銀行、子保険会社、子金融商品取引業者の経営形態規制	100
(3)	金融持株会社の意義とその規制の意義	102
4	金融持株会社とその子会社の経営形態と取締役の責務—会社法と監督法の交錯	105
(1)	子会社の経営管理と会社法	105
(2)	完全子会社の経営形態	108
(3)	金融持株会社の取締役の責務とそれを支える体制	109
	（参考）金融法務研究会第1分科会の開催および検討事項	113